



# 解説・自衛隊の活動

平和をつくり日本を守る自衛隊

ダイジェスト版

全国防衛協会連合会



## はじめに

自衛隊は、今から70年前の発足当時はその存在が憲法違反との批判を受けながらも、米ソの冷戦構造においては日米安保条約を基軸として共産主義陣営に対する極東の要としての役割を果たし、45年近く続いた冷戦の終結に寄与することとなりました。

冷戦終結後には、新たな役割として湾岸戦争後のペルシャ湾派遣や、国際平和協力法(通称PKO法)によるカンボジア派遣を契機に海外での活動の機会が増えました。その後、イラクでの復興支援活動やインド洋での補給支援活動などを経て、2006年(平成18年)には海外派遣が本来任務として規定されました。

また、国内においては、1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災での教訓から災害派遣に関する自主派遣の基準が明確化され、救援活動の円滑な実施のために必要な権限が充実されました。その後、各種自然災害や事故への対応など自衛隊の災害派遣の機会は増加し、2011年(平成23年)の東日本大震災での災害派遣を契機に自衛隊への認知度がさらに向上するとともに、最も信頼できる組織として9割以上の国民からの支持を得るに至りました。

ただし、災害派遣を通じた自衛隊の活動は、我が国の安全保障を考える上ではその一場面でしかなく、国民が自衛隊の活動の全体を理解した上での支持かと言えば、正直なところそうではないと言わざるを得ません。実際、2003年(平成15年)の「有事法制」や2015年(平成27年)の「平和安全法制」整備の際の議論において、これらを「戦争法」と揶揄した多くの批判は、相変わらず自衛隊の違憲性を主張するものであり、自衛隊の活動が正しく理解されておらず、その存在意義が正しく認識されているとは言えません。

自衛隊は平素にあっては、いわゆる警戒監視に従事しつつ情報収集や領空侵犯への措置にあたるなど、敵対する可能性のある国家や国際テロ組織などからの脅威と対峙し、脅威が具体的な戦闘行動とならないよう抑止することで、様々な侵攻から我が国を守っています。また、近年は米国をはじめとする外国の軍隊との共同訓練等を通じ、各国との連携を強化、自衛隊の能力向上を図るとともに、周辺国に対し政治的メッセージを送ることにより、その抑止力のさらなる向上に努めています。他方、こうした自衛隊の活動は報道などにもあまり取り上げられることはなく、多くの国民には自衛隊が我が国の平和と安定を確保するために平素から何をやっているのか馴染みの薄い状況にあります。

本誌巻末の別表のとおり、自衛隊は自衛隊法第3条により、その第1項において「本来任務」である我が国の防衛を「主たる任務」とし、必要に応じ公共の秩序の維持にあたることを第1項の「従たる任務」としてしています。また、「主たる任務」の遂行に支障を生じない範囲で別に法律に定めるところにより第2項の「従たる任務」が規定されています。さらに、自衛隊の技能、経験、組織的な機能等を活用することが適当であるとの判断から、自衛隊法第3条の規定による「本来任務」に対し「付随的な業務」と呼ばれる活動を行います。

自衛隊は平素の活動を通じ外部からの武力攻撃を抑止し、その抑止が破綻した場合に武力を行使し外部からの武力攻撃に対処します。いざという時のために備える毎日、その備えが凄惨な戦争への抑止力となるとともに、万が一の場合の対処力になります。自衛隊はこの備えに万全を期すために日々の警戒監視を怠らず、教育訓練を通じ実力を養っています。

本誌においては、自衛隊の任務と活動の関係を単純に説明するのではなく、自衛隊の活動がいかにして国民の安心と安全に繋がり、我が国の平和と独立を守っているのかを理解してもらうことを目的としています。そのため、自衛隊の活動全体を第1章から第4章までの四つに区分し、それぞれの活動の説明を通じ任務との関係が明らかになるよう工夫しています。

まずは、第1章「国民の安心と安全を確保するための活動」では、自衛隊の平素からの活動を紹介し、普段は目にする機会の少ない自衛隊の活動への理解が深まるよう解説していきます。次に、第2章「我が国の平和と安全を確保するための活動」では、各種事態への自衛隊の対応を中心に解説しています。ここでは、我が国に対する具体的な脅威への対処である防衛出動や、警察力では対処困難な場合の治安維持にあたる自衛隊の活動が、いかに我が国の安全保障に関する基本理念に合致したものであるかを説明しています。そして、第3章「国民及び国際社会との架け橋となる活動」では、自衛隊の能力を生かした活動や自衛隊の活動を支えるための国民の協力の必要性に触れ、地域社会との共生に関する取組みについて解説しています。さらに、第4章「国際社会の平和と安全を確保するための自衛隊の活動」では、国際連合を中心とした国際平和のための取組みへの寄与、その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和と安全の維持に資する活動について解説しています。

自衛隊の活動を法律体系に従い理解するには複雑な法律の条文を読み下す必要があり、一般の方々には理解し辛いものとなっています。そこで、本誌においては、これまで目に触れる機会の少なかった自衛隊の活動にも想像を膨らませることができるよう、実際に起こり得る可能性のある事態に沿ってイメージし易いように解説

しています。なお、本紙をご覧ください自衛隊の活動の細部やその根拠法規にご興味のある方は、全国防衛協会連合会ホームページ([URL:https://ajda.jp](https://ajda.jp))にアクセスし総合版を参考にしてください。

書籍、新聞記事やネット情報などを読んだ際「関係法規について知りたい!」「この法律はどんなもの?」と思われたときに、本誌を是非ともご活用ください。



〈全国防衛協会連合会ホームページ〉

#### 参考文献

- 1 「日本の安全保障法制入門【第3版】」  
鈴木和之 著  
内外出版株式会社(平成30年7月18日第3版発行)  
ISBN978-4-905285-90-8
- 2 「新・防衛法制」  
田村重信 編著  
内外出版株式会社(令和2年3月10日第2版発行)  
ISBN978-4-905285-92-2
- 3 「日本の防衛 一防衛白書一」  
防衛省(令和2年版、3年版、4年版)
- 4 「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」  
内閣府(平成8年1月、平成24年1月)

## 目 次

はじめに

第1章：国民の安心と安全を確保するための活動	6
1 平素から常続的に行われている自衛隊の活動	6
2 自衛隊の任務遂行に必要な権限に基づく活動	9
3 災害対処のための自衛隊の活動	11
4 治安維持のための自衛隊の活動	13
第2章：我が国の平和と安全を確保するための活動	14
1 日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態での自衛隊の活動	14
2 日本の平和と安全を脅かす事態への自衛隊の対応	15
第3章：国民及び国際社会との架け橋となる活動	17
1 自衛隊の能力を活用した自治体等への協力活動	17
2 自衛隊の活動を円滑に行うための国民への負担	18
第4章：国際社会の平和と安全を確保するための活動	19
おわりに	
別表【自衛隊の任務と活動】	23

## 凡 例

- 設置法
  - ➔ 防衛省設置法
- 隊法
  - ➔ 自衛隊法
- 海賊対処法
  - ➔ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 国際平和協力法
  - ➔ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 国際緊急援助隊法
  - ➔ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律
- 国際平和支援法
  - ➔ 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 旧テロ対策特措法
  - ➔ 旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法
- 旧補給支援特措法
  - ➔ 旧テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法
- 旧イラク人道復興支援特措法
  - ➔ 旧イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法
- 重要影響事態法
  - ➔ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- 船舶検査法
  - ➔ 重要影響事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律
- 事態対処法
  - ➔ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- 海上輸送規制法
  - ➔ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
- 国民保護法
  - ➔ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- 捕虜取扱い法
  - ➔ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
- 米軍等行動関連措置法
  - ➔ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- 警職法
  - ➔ 警察官職務執行法

## 第1章：国民の安心と安全を確保するための活動

### 1 平素から常続的に行われている自衛隊の活動

自衛隊の活動で重視すべきものは我が国への武力攻撃を生起させない抑止力の発揮であり、自衛隊の教育訓練や警戒監視、あるいは対領空侵犯措置(スクランブル発進)など平素から常続的に実施している活動は我が国の平和と独立を守ることに繋がっています。また、平素から国民の安心と安全を確保するため、海上交通の安全を脅かす海賊や機雷、国民の安全を脅かす不発弾、在外邦人の安全確保などその時々的情勢に応じ持ち得る能力を遺憾なく発揮しています。

(1) 自衛隊は個人の能力を高め、部隊の練度を向上させるため日頃から**教育訓練**を行っています。この教育訓練は実力組織である自衛隊にとって任務を遂行する上で本質的に必要なものであり、日々努力を積み重ねています。この教育訓練には同盟国である**米国軍隊やその他諸外国軍隊との共同訓練や演習**も含まれており、このような機会を通じ共同運用の質を高め連携の強化を図ることになります。これら教育訓練は、実際の戦闘場面での自衛隊の実力を向上させるとともに、その実力を対象国に顕示することによる抑止力として重要な役割を担っています。

また、このことは対象である国の軍隊に対しても同じことであり、自衛隊は平素の**警戒監視**において**脅威の対象となる軍隊の教育訓練に関する情報を収集**し、それに対する備えを万全にするよう努めています。



【参照：陸上幕僚監部HP】



さらに、自衛隊は平素の警戒監視により我が国周辺の海空域における航空機や艦船の動静を把握しており、我が国に対する情報収集や演習及び訓練等の理由で日本の領域に近づく対象国の軍隊の航空機や艦船に対しては自衛隊が対応しています。特に速度の速い航空機の近接には迅速に対応する必要があります。我が国の領空内に外国機が無断で侵入するのを防ぐ、いわゆる公共の秩序を維持するための警察権の行使として領空侵犯に対する措置を実施しており、近年は当該措置としての緊急発進の実施回数が増加しています。



加えて、国民の生活を不安に<sup>おとし</sup>貶める脅威の対象国から発射される弾道ミサイルに関し、発射から我が国に到達するまでのわずかな時間に当該発射が防衛出動の対象となる武力攻撃であるのか、事故あるいは誤射なのかなどを政府が判断するのはおよそ不可能だと考えられます。このように武力攻撃事態が認定され防衛出動が下令されていない場合においても、我が国領域に飛来し国民の生命財産に被害が及ぶような弾道ミサイル等については確実に破壊するなど適切に対応する必要があります。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 教育訓練（設置法第4条第1項第9項）
- 警戒監視（情報収集）活動（設置法第4条第1項第18項）
- 領空侵犯に対する措置（隊法第84条）
- 弾道ミサイル等に対する破壊措置（隊法第82条の3）

(2) 我が国は島国であり経済活動の骨格をなすものは海外との貿易であり海上や航空輸送への依存度が極めて大きいという特徴があります。中でも海上輸送は海外貿易のほぼ全量を占めており、その規模は年々拡大の傾向にあり、エネルギー関連の海上輸送は我が国の生命線と言っても過言ではありません。そのような重要な役割を担う海上輸送も常に安全な状況にはなく、海上輸送路と陸岸との距離が近く開発途上にある国家が存在する東南アジアのマラッカ海峡や中東のソマリア沖アデン湾では海賊による船舶への被害が発生しています。海賊への対応には海上保安庁とともに対応することになりますが、海上保安庁の能力の及ばない状況においては海上自衛隊が対応しています。



また、我が国の生命線である海上輸送を脅かすものとして過去の戦争の残滓<sup>ざんし</sup>として今なお我が国港湾付近には放置された機雷が残されたままになっています。加えて、陸上にあっては不発弾も戦争の残滓であり、経済活動を阻害し国民の安全と安全を脅かすものであり、これら戦争の爪痕に対しても自衛隊はその能力を発揮しこれら危険物を除去しています。



経済のグローバル化が進む中において海外との関係を見捨てることのできない島国である我が国が経済活動を通じて成長を続け国民が安心して生活するためには、諸外国との繋がりが極めて重要であり多くの日本人が海外に赴き活躍しています。しかしながら、海外での勤務や生活は我が国でのそれとは異なり必ずしも安心して安全なものとは限りません。海外に滞在する日本人の安全確保の責任は、第一義的にはその国の政府にあります。場所によっては政府と反政府勢力との内乱が発生したり、テロの脅威に晒され、滞在している国が責任を果たせない場合があります。

このため、我が国としてはこのような環境にある日本人の安全を確保する必要があります。災害を含め危険な状況にある国家の実情を踏まえ、日本人の生命や財産に危険が及ぶ場合には、当該国と調整しつつこれを保護し輸送する必要があります。このため、自衛隊は外務省等の関係省庁と協力し日頃から訓練を重ね情報収集に努め、いざというときに対応ができるよう準備を整え態勢をとっています。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 海賊対処行動（隊法第82条の2、海賊対処法）
- 不発弾処理（隊法附則第4条）
- 機雷等の除去（隊法第84条の2）
- 在外邦人等の保護措置（隊法第84条の3）
- 在外邦人等の輸送（隊法第84条の4）

## 2 自衛隊の任務遂行に必要な権限に基づく活動

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生していないいわゆる平時において我が国の治安を維持するのはあくまでも警察機関ですが、自衛隊は自らが保有する武器等を破壊又は奪取しようとする行為を自らの手で阻止する必要があります。実際には我が国においては警察機関の治安維持能力も高く、自衛隊も自らが所在する施設周辺を厳格に警備しており、自衛隊の武器等が襲われる可能性は低いとは思われます。ただし、警察機関の目の届かない洋上、あるいは海外においては警察機関を頼りにすることはできず自らの努力により保有する武器等を守る必要があります。



また、米国軍隊やその他諸外国の軍隊が共同訓練や警戒監視活動など我が国の防衛に資する活動に従事している場合には、これら外国軍隊の武器等も自衛隊の保有する武器と同様に防護する必要があります。



さらに、我が国の国内においては自衛隊の武器等を保管し整備する施設や隊員が生活する営舎、港湾や飛行場施設などは我が国の防衛力を構成する重要な基盤であり、テロの対象となる可能性は十分にあり自衛隊が自らこれら施設を警護する必要があります。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 自衛隊の武器等の防護（隊法第95条）
- 米国軍隊等の部隊の武器等の防護（隊法第95条の2）
- 自衛隊の施設の警護（隊法第95条の3）
- 対象施設の安全の確保（隊法第95条の4）
- 自衛隊部内の秩序維持（隊法第96条）



### 3 災害対処のための自衛隊の活動

自衛隊と聞くと多くの国民が災害派遣を思い浮かべると思います。しかし、1995年(平成7年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災以前の段階では、自衛隊の派遣を期待する国民あるいは自治体の声はさほど大きくありませんでしたが、この震災で自衛隊への派遣要請が遅れたことに対する教訓等を活かし様々な制度の見直しがなされました。その後、**自衛隊の災害派遣**に対する都道府県をはじめとする自治体や国民の意識に大きな変化が見られ、大規模震災を想定した政府の計画や地方自治体での様々な計画等も見直されました。

このような中、2011年(平成23年)3月11日に発生した東日本大震災での自衛隊の活動を契機に9割以上の国民に我が国で最も信頼おける組織として自衛隊が認められることになりました。自衛隊の災害派遣は、天災地変その他の災害に際して国民の人命又は財産の保護を目的とした自衛隊の応急的な救助活動であり、先に述べた地震のみならず、自然災害としては代表的な台風や大雨による災害やさらには原子力災害など幅広い分野に及びます。派遣の実績として年間最も派遣件数が多いのは**急患輸送**であり、それに引続き山火事など大規模な火災が発生した際の消火活動が主な活動となっています。



それが、最近では鳥インフルエンザや豚熱などの家畜の疫病被害への対応や新型コロナウイルス感染症への対応などその派遣態様に変化が見られる傾向にあります。

自衛隊の部隊を派遣する際には「緊急性の原則（状況から見て差し迫った必要性がある）」、「非代替性の原則（自衛隊の部隊を派遣する以外に他に適切な手段が無い）」、「公共性の原則（公共の秩序を維持するという観点において妥当性がある）」という3つの条件（いわゆる「三要件」）を満たしているかが派遣を判断する上で重要な要素となっています。

これにより、自衛隊として部隊の派遣を判断する際には本来任務に支障を及ぼさない範囲での派遣が原則となっています。現在、多くの自治体の緊急対応を要する部署においては退職した自衛官が危機管理など防災の重要なポストに配置され、大規模災害における自治体と自衛隊との連携強化を図っています。



これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 災害派遣（隊法第83条）
- 地震防災派遣（隊法第83条の2）
- 原子力災害派遣（隊法第83条の3）

#### 4 治安維持のための自衛隊の活動

我が国の治安を乱し国民の人命、身体及び財産に危険が及ぶような事態の中でも、①危険性を内在する物質を有する施設等が攻撃される事態（原子力発電施設等の破壊や石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設の破壊など）、②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（大規模集客施設やターミナル駅等の爆破、新幹線等の爆破など）、③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（放射能性物資を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡大、炭疽菌等生物剤の航空機による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入）④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）などの緊急処理事態が発生した場合には、その内容や推移等に応じ犯罪として政府全体としてその鎮圧等の措置を講じることになり、自衛隊は「**治安出動**」によりこれに対応することになります。

治安の維持は警察機関の責務であり、自衛隊の活動としては、いわゆる第1項の「**従たる任務**」である「**公共の秩序の維持**」に該当する活動となります。そのため、我が国が島国であるという実情を踏まえた場合には、警察機関の能力を超える事態も想定され、海上自衛隊は「**海上警備行動**」により海上保安庁とともに治安維持に当たることとなります。その顕著なものとして、潜水艦を含む外国の軍艦や不審船が我が国領海に違法に侵入した際（無害通航に該当しない場合）の対処や、日本籍船あるいは日本人が乗船する外国籍船など「**日本関係船舶**」に対する海賊行為への対処があります。また、離島への外国からの侵略行為の前兆として考えられる軍艦を含む外国船舶による領海侵入に適切に対応し、事態の悪化を防ぐためにも「**海上警備行動**」による迅速な対応が求められています。

さらに、今日の国際社会においては潜在的にテロ攻撃の脅威が存在しており、我が国においても当該脅威の顕在化が否定できない状況にあります。その際、自衛隊の施設や在日米軍の施設及び区域がその攻撃対象となる可能性があります。

これら自衛隊や米軍の施設等は我が国の重要な防衛基盤であり、自衛隊は「**警護出動**」によりテロ攻撃などからこれら施設等を警護することになります。



【参照：陸上幕僚監部HP】



【参照：海上幕僚監部HP】

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 治安出動待機命令（隊法第79条）
- 治安出動下令前に行う情報収集（隊法第79条の2）
- 要請による治安出動（隊法第81条）
- 命令による治安出動（隊法第78条）
- 海上における警備行動（隊法第82条）
- 自衛隊の施設等の警護出動（隊法第81条の2）

## 第2章：我が国の平和と安全を確保するための活動

### 1 日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態での自衛隊の活動

1997年(平成9年)に見直された日米防衛協力のための指針(ガイドライン)に基づき1999年(平成11年)に「周辺事態法」(「周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」)が成立しました。その後、2015年(平成27年)の平和安全法制の成立により、そのまま放置すれば日本への武力攻撃にいたる事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態を「重要影響事態」と規定し、「周辺事態法」は「重要影響事態安全確保法」に変更されました。

この法律により自衛隊は重要影響事態に際し、日本の領域外を含め、日米安全保障条約に基づいて活動する米軍や、国連憲章に基づいて活動する外国の軍隊などに対して、補給、輸送、修理や整備、医療、通信などの「**後方支援活動**」や、「**搜索救助活動**」、「**船舶検査活動**」が実施できるようになりました。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 後方支援活動（隊法第84条の5、重要影響事態法第6条）
- 搜索救助活動（隊法第84条の5、重要影響事態法第7条）
- 船舶検査活動（隊法第84条の5、重要影響事態法第2条、船舶検査活動法）



## 2 日本の平和と安全を脅かす事態への自衛隊の対応

2003年(平成15年)有事関連3法の一つとして成立した「武力攻撃事態対処法」(「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」)は、2015年(平成27年)に「事態対処法」(「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」)と変更されました。

この法律は、日本の平和と独立、国民の安全を守ることを目的とし、他国からの武力攻撃への対処に関して、基本理念、政府や地方公共団体などの責務、手続きなどを定めています。ここでいう「武力攻撃事態等」とは、実際に我が国に対する武力攻撃が発生した事態及び発生する明白な危険が切迫している事態(武力攻撃事態)と、武力攻撃事態には至っていませんが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるにいたった事態(武力攻撃予測事態)の両方を意味します。

この「事態対処法」への変更により、日本が直接武力攻撃を受ける「武力攻撃事態」への対応だけでなく、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」として「存立危機事態」に際して自衛隊が対応できるようになりました。

具体的には我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、武力を用いた対処をしなければ、**国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況において集団的自衛権を行使し自衛隊の防衛出動による対応が可能**となりました。これにより、例えば、朝鮮半島における南北間の有事や中国と台湾との間の有事に際しては存立危機事態に認定される可能性があります。

実際にこれら有事が生じた場合には、我が国に武力攻撃が及ぶ可能性は否定できず、事前にその兆候があれば必要な対応に遅れが生じないよう自衛隊に対し「防衛出動待機命令」が下令されます。また、自衛隊が武力攻撃への対応などを円滑に実施するためには、事前に既存の自衛隊の施設以外にも陣地の構築等が必要になります。「**防衛施設構築の措置**」により自衛隊の「展開予定地域」に塹壕<sup>ざんこう</sup>を掘ったり<sup>えんたいごう</sup>掩体壕を構築したりすることが可能になります。

さらに、韓国や台湾を支援し日本を防衛するために展開する同盟国である米軍やその他の外国の軍隊に対し「**防衛出動下令前の行動関連措置**」として、自衛隊は物品や役務を提供することが可能となりました。



このように予測される最悪の事態に備えることで我が国の断固たる防衛の意図を表明するとともに、米軍等と行動を共にすることで米国をはじめとする国際社会が武力侵攻に対する懸念と反対の意思を示すこととなります。この時点で我が国としては武力攻撃の発生を最大限に抑止するよう米国等と連携を図ることとなりますが、そのような努力の甲斐なく武力攻撃が生起した場合には、自衛隊に対し「**防衛出動**」が下令され、武力を行使することにより我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保することとなります。また、武力攻撃が発生する前であっても、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している場合にも防衛出動を下令することができます。その場合には、その後に武力攻撃が発生した段階で自衛権を発動し武力を行使することとなります。

特に、中国と台湾との間の有事においては、台湾海峡から東シナ海及び西太平洋に至る広い海域が戦場となる可能性が高く、この海域での戦闘はもちろん「**外国軍用品等の海上輸送規制**」により戦闘を支えるための軍事品の海上輸送を厳しく制限する必要があります。

加えて、戦闘行動は海域にとどまることなく先島諸島をはじめとする沖縄周辺の島嶼地域に及ぶ可能性もあることから、自衛隊は国民保護等措置のため派遣され、周辺地域の避難住民を保護し戦闘に起因する災害に対応します。この際、島国である我が国の特性から、作戦の主正面が海上となり国民を保護するための活動の多くが海上を経由することから海上保安庁と緊密に連携するためにも「**海上保安庁の統制**」が必要となります。その他、一連の戦闘行動において重要な要素として「**捕虜等の取り扱い**」に関する国際法に基づき必要な措置を講じます。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 防衛出動待機命令（隊法第77条）
- 防衛施設構築の措置（隊法第77条の2）
- 防衛出動下令前の行動関連措置（隊法第77条の3）
- 防衛出動（隊法第76条、事態対処法）
- 外国軍用品等の海上輸送規制（海上輸送規制法）
- 国民保護等派遣（隊法第77条の4、国民保護法）
- 海上保安庁の統制（隊法第80条）
- 捕虜等の取り扱い（隊法第94条の9、捕虜取扱い法）

### 第3章：国民及び国際社会との架け橋となる活動

#### 1 自衛隊の能力を活用した自治体等への協力活動

自衛隊がこれまで長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能などその優れた能力を活用することが適当であると判断された場合には、自衛隊として我が国の防衛に支障のない範囲でこれらの業務を行ってきています。中でも「土木工事等の受託」は、我が国が顕著な経済成長を遂げていた1980年代までは盛んに行われており、自衛隊の優れた能力を活かして数多くの道路やグラウンドの整備などを行ってきました。また、自衛隊は、日々規律正しい団体生活を行うとともに、他では見られない特殊な訓練を行っていることから、これらの経験や知識・技能を「体験入隊」等を通して「教育訓練の受託」という形で一般社会に還元しています。



その他、自衛隊の能力を活用しているものとして「**運動競技会に対する協力**」があり、記憶に新しいものとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での開会式や閉会式、あるいは表彰式の際の国旗の掲揚など、その規律の正しさを国内外に示すものとなりました。

また、砕氷艦「しらせ」による「**南極地域観測に対する協力**」や陛下や総理など国の要人が海外に移動する手段として政府専用機を用いた「**国賓等の輸送**」に関しても、自衛隊の能力を生かしたものとして、今では自衛隊の重要な業務として位置づけられています。



【参照：海上幕僚監部HP】



【参照：航空幕僚監部HP】

さらに、自衛隊はその能力を生かし平素から有事にわたる様々な活動を通じ「**諸外国軍隊に対する物品又は役務の提供**」を実施しており、我が国のみならず国際社会の平和と安全の確保を目的として諸外国との連携強化を図っています。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 土木工事等の受託（隊法第100条）
- 教育訓練の受託（隊法第100条の2）
- 運動競技会に対する協力（隊法第100条の3）
- 南極地域観測に対する協力（隊法第100条の4）
- 国賓等の輸送（隊法第100条の5）
- 諸外国軍隊に対する物品又は役務の提供（隊法第100条の6～17等）

## 2 自衛隊の活動を円滑に行うための国民への負担

我が国への武力攻撃が生起するか武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるような場合においては、第2章で解説したとおり防衛出動が発令されこれに対処することになります。その際、**自衛隊が他国からの武力攻撃に効果的に対処するためには、戦闘行動における自衛隊の活動を円滑に行う必要があります。**このため、国民の財産である土地を使用し、あるいは物資を収用（「**防衛出動時における物資の収用等**」）してその使用を制限する場合や武力攻撃事態が予測される

段階で部隊が展開する可能性のある地域において防衛施設などを構築するために必要な土地を使用（「展開予定地域内の土地の使用等」）する場合があります。

加えて、自衛隊が部隊を展開し作戦を確実に実行するためには、展開した部隊を指揮するための通信が確立されていることが極めて大切であり、そのために必要となるのが無線や有線による通信設備の使用「電気通信施設の利用等」です。限りある資源ともいえる電波周波数制限や通信ケーブルなどは、平素は国民の利益追求を優先し自衛隊がこれを自由に使用することはできません。しかしながら、先に述べた国民の土地の使用や物資の収用と同様に自衛隊の作戦に関わる各種の制約を排除するためには、国民の生活の一部を制限してでもその利用を確保する必要があります。さらに、自衛隊がいざという時のために精強であり即応態勢を維持するためには毎日の訓練や演習が欠かせませんが、このために使用する海域においては安全を確保する必要があり「訓練のために漁船の操業を制限又は禁止」せざるを得ません。こうした国民への負担は、普段の生活の中では意識することはありませんが、我が国の平和と独立を守る自衛隊の活動を円滑に行うためには是非とも国民の理解と協力を得る必要があります。

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 防衛出動時における物資の収用等（隊法第103条）
- 展開予定地域内の土地の使用等（隊法第103条の2）
- 電気通信設備の利用等（隊法第104条）
- 訓練のための漁船の操業の制限又は禁止（隊法第105条）

#### 第4章：国際社会の平和と安全を確保するための活動

自衛隊は、1991年(平成3年)にペルシャ湾に派遣された海上自衛隊の掃海部隊が機雷等の除去を実施して以来、1992年(平成4年)のカンボジアを皮切りにモザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダン等で国連平和維持活動に参加しました。

また、インド洋での補給支援活動やイラクでの復興援助に部隊を派遣しており、世界各国で発生する地震や火災などの大規模な災害にも対応してきました。

こうした自衛隊の活動は国際社会のみならず、多くの国民から肯定的に捉えられ高く評価されるようになりました。

現在の国際社会においては、平和と安定に向けた各国の協力を推進する動きが定着しており、経済活動同様にいわゆるグローバル化が進み従来に増して国家間の相互依存関係が進展しています。

また、新たな脅威や多様な事態という今日の安全保障上の最大の懸念にあたっては、もはや一国のみの努力では対応できず、国際社会の平和と安定が直接自国の平和と安定につながっていると強く認識されています。このような国際社会の情勢に対応するために、自衛隊の任務に関する見直しが行われ、これまで付随的に実施してきたこれらの活動が「国際平和協力業務」、「国際緊急援助活動」、「国際平和共同対象事態への対応」として本来任務に位置づけられることになりました。



【参照：陸上幕僚監部HP】

これらの活動を列挙すると以下のとおりとなります。

- 国際平和協力業務（隊法第84条の5、国際平和協力法）
- 国際緊急援助活動（隊法84条の5、国際緊急援助法）
- 協力支援活動（隊法第84条の5、国際平和支援法第7条）
- 捜索救助活動（隊法第84条の5、国際平和支援法第8条、重要影響事態法第7条）
- 船舶検査活動（隊法第84条の5、国際平和支援法第2条、船舶検査活動法）
- 補給支援活動（旧テロ対策特措法（2007年(平成19年)に失効）及び旧補給支援特措法（2010年(平成22年)に失効））
- イラク復興援助（旧イラク人道復興支援特措法（2009年(平成21年)に失効））

## おわりに

昨年12月には、国家として安全保障の基本となる「国家安全保障戦略」が改定され、これに基づく「国家防衛戦略」と「防衛力整備計画」が新たに策定されました。改定された「国家安全保障戦略」においては、我が国の国益に基づく安全保障上の課題が明示され、この課題を解決するための目標と目標達成のために必要なアプローチや、安全保障を支えるために必要な国内基盤の強化が示されています。また、新たに策定された「国家防衛戦略」においては、戦略環境の変化を踏まえた防衛目標と目標を実現させるためのアプローチが示されるとともに、防衛力の抜本的な強化に当たり重視する7つの機能とこれを踏まえた将来の自衛隊の在り方、あるいは国民保護や国際協力への取組、各種基盤の強化などが示されています。さらに、新たな「防衛力整備計画」では、防衛力を構成する様々な能力に関して2027年までの5年間と概ね10年後までに構築すべき整備の方向性と主要な事業が具体的に示されています。

これらの文書を防衛力の側面から概括すると、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、我が国の安全保障の中核となる防衛力の抜本的強化の必要性とその具体的な方策が明らかにされています。特に、安全保障の転換点とも言われる「反撃能力」については「専守防衛」や「武力行使の三要件」に基づくという基本的な考え方の中でも政府の見解が大きく変更されており、これを受けて自衛隊の対応にも様々な変化が求められます。具体的には、①スタンド・オフ防衛能力、②ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④宇宙・サイバー・電磁波を含めた領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性といった7つの分野において、これまで以上にその機能と能力の向上・強化が求められ、統合運用態勢や各自衛隊や情報本部の体制整備が急がれる状況となっています。さらには、米国との同盟の強化や同志国等との連携強化が求められており、各自衛隊の活動範囲もこれまで以上に拡大する傾向にあると考えられます。加えて、自衛隊の活動を支える各種基盤の強化も必要であり、その中でも特に防衛生産・技術基盤の強化や防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化はこれまで以上に計画的な整備を進める必要があります。

今後は、これら防衛力の抜本的強化により自衛隊の活動の幅も広がり、我が国を取り巻く様々な安全保障環境に対応すべくその活動内容も変化していくことが予想されます。自衛隊の活動がその目的を達成するためには、自衛隊の安全を確保しながら

任務を全うするための工夫が必要であり、いくつかの分野においては新法の成立や現行法の改正などの可能性も否定できません。その中でも自衛隊の活動を支える各種基盤の強化に関しては、国益と国民の利益との吻合を図る必要があります、我が国の平和と安全を確保し、国家の独立を存続するために必要な自衛隊の活動への国民の理解がなお一層求められます。

本誌は自衛隊の活動を解説したのですが、自衛隊の活動内容に加え自衛隊の存在意義を理解する上でそのヒントを多く含んだものとなっています。我が国防衛の基本的な考え方は、①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出し、②力による一方的な現状変更やその試みを抑止・対処し早急に事態を収拾させ、③我が国への侵攻には我が国が主たる責任をもって対処、同盟国等からの支援を受けつつ阻止・排除することであり、自衛隊の活動はこの考え方を具現化するためにあります。自衛隊の部隊で日々活動している隊員の心には「誰にも負けないために誰よりも強くなり、誰とも戦わないために誰よりも強くなる。」という強い信念があります。世の中には憲法改正により、自衛隊の位置づけを明確にさせようという動きがありますが、全国防衛協会連合会の皆様には、是非とも自衛隊の存在意義を理解した上で、我が国を取り巻く周辺国の動きを直視し、自らの国を自らの手で守るために「我が国の防衛は如何にあるべきなのか、何を為すべきなのか」という具体的かつ現実的な思考を展開して頂きたいと願っています。（編集者一同）



## 【自衛隊の任務と活動】

任 務		活 動
本来任務 (自衛隊法第3条)	第1項の主たる任務 「我が国の防衛」	防衛出動
	第1項の従たる任務 「必要に応じ公共の秩序を維持」	国民保護等派遣 治安出動 警護出動 海上における警備行動 海賊対処行動 弾道ミサイル等に対する破壊措置 災害派遣 地震防災派遣 原子力災害派遣 領空侵犯に対する措置 機雷等の除去 在外邦人等の保護措置 在外邦人等の輸送
	第2項の従たる任務 「主たる任務に支障を生じず、武力による威嚇又は行使に当たらない範囲において別に法律で定めるところにより実施」	第1号 重要影響事態法に基づく後方支援活動等  第2号 国際平和協力業務等 国際緊急援助活動 国際平和共同対処事態における協力支援活動等
付随的な業務	自衛隊の技能、経験、組織的な機能等を活用することが適切であるとの判断から自衛隊が行う活動	土木工事等の受託 教育訓練の受託 運動競技会に対する協力 南極地域観測に対する協力 国賓等の輸送 諸外国軍隊に対する物品又は役務の提供 不発弾等の処理



## 全国防衛協会連合会

発行日 令和5年3月31日  
編集発行 全国防衛協会連合会  
〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地  
東京洋服会館9階  
電話 03-5579-8348  
FAX 03-5579-8349  
E-mail jim@ajda.jp  
URL <https://ajda.jp>



印刷 株式会社日刊スポーツPRESS  
〒104-0045 東京都中央区築地3-5-10  
電話 03-5550-8210  
URL <https://www.nikkansp.co.jp/>



全国防衛協会連合会  
All Japan Defense Association

〒162-0844

東京都新宿区市谷八幡町13番地

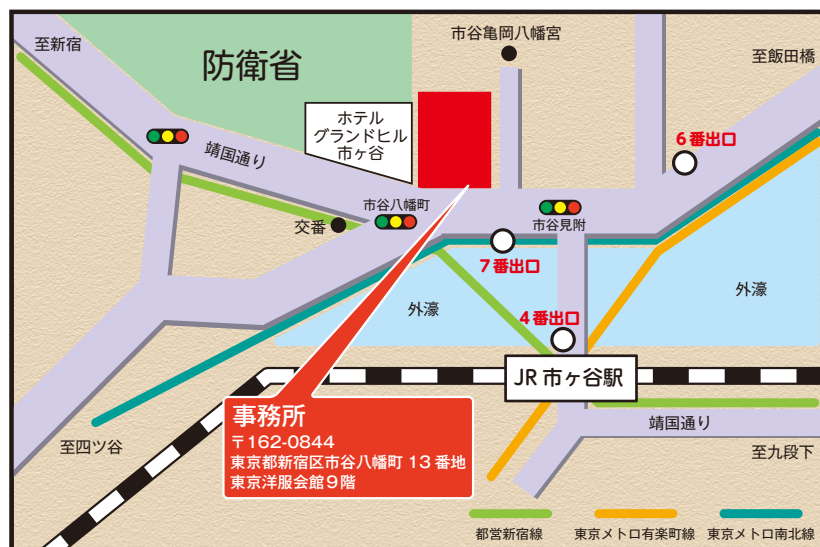
東京洋服会館9階

電話：03-5579-8348

FAX：03-5579-8349

Mail：jim@ajda.jp

URL：https://ajda.jp



●JR 総武線・都営新宿線・東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」より徒歩3分